

滋賀県自殺対策基本方針の見直しの方向性(案)

厚生・産業常任委員会資料
平成25年(2013年)9月11日
健康福祉部障害福祉課

1. 基本方針の目指すところ

県民が健康で生きがいをもって安心して暮らすことのできる「誰も自殺に追い込まれることのない地域社会」の実現

2. 自殺対策における基本認識

1 自殺は、その多くが追い込まれた末の死 2 自殺は、その多くが防ぐことができる社会的な問題 3 自殺を考えている人は何らかのサインを発していることが多い

自殺対策の基本的考え方
(現行の方針(H22))

1 社会的要因も踏まえ総合的に取り組む

- ★うつ病の早期発見、早期治療
- ★自殺や精神疾患に対する偏見をなくす

2 県民一人ひとりが自殺予防の主役になるよう取り組む

- ★県民一人ひとりの気づきと見守りを促す

3 自殺の事前予防、危機対応、未遂者や遺族等への事後対応に取り組む

- ★事前予防・危機対応・事後対応(自殺未遂者、遺族)の段階ごとの対策

4 自殺を考えている人を関係者が連携して包括的に支える

- ★関係機関・団体等のネットワークの確立

5 自殺の実態を踏まえ効果的に取組を進める

- ★自殺の実態を明らかにして取り組む

6 平成24年の数値目標達成に向けて平成22～24年度の間、取組を進める

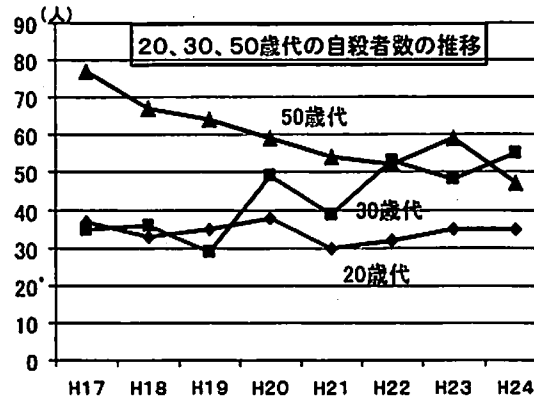
- ★平成21年の自殺者数279人から30人以上減少させることを目指す

本県の現状

本県の自殺者数は300人前後で推移してきたが、平成24年の自殺者数は282人で前年比27人減少。中高年は減少傾向。

○自殺者数の推移(人)

H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
301	277	292	312	279	308	309	282



本県の新たな課題

●若年層においては自殺者数が増加傾向にあり、また、学生・生徒の自殺問題が新たな課題となっている。

●本県の自殺未遂者のうち約47%が、自殺未遂を繰り返しているため、自殺の事前予防という視点から自殺未遂者対策の強化が課題である。

自殺対策の基本的考え方
(見直し案(H25))

1 社会的要因も踏まえ総合的に取り組む

- ★うつ病の早期発見、早期治療
- ★自殺や精神疾患に対する偏見をなくすとともに、自殺の危機に追い込まれた場合には、「誰かに援助を求めることが適切である」という考え方の普及

2 県民一人ひとりが自殺予防の主役になるよう取り組む

- ★県民一人ひとりの気づきと見守りを促す

3 対応の段階・対象・集団ごとの効果的な対策を推進する

- ★事前予防・危機対応・事後対応の段階ごとの対策
- ★集団(若年、中高年、高齢者、自殺未遂者、遺族)ごとの効果的な対策
- 特に、若年層については
 - いじめ等を苦しめた子どもの自殺防止
 - 若年層の厳しい雇用情勢等を踏まえた支援の推進
- また、自殺未遂者、遺族については
 - 精神科医療ケアや保健所等による支援体制の整備
 - 相談体制と遺族等への支援の充実

4 自殺を考えている人を関係者が連携して包括的に支える

- ★関係機関・団体等のネットワークと連携・協働の強化

5 自殺の実態に即した施策を推進する

- ★自殺の実態を明らかにして取り組む

6 平成28年の数値目標の達成に向けて取組を進める

- ★平成24年の自殺者数282人から〇〇人以上減少させて、〇〇〇人を下回ることを目指す